

◎「学校において予防すべき感染症」（学校保健安全法施行規則第18条）に罹患した場合は、感染拡大防止のため 「出席停止期間」が定められています（同規則第19条）。
 感染の危険がなくなるまで自宅療養してください（医師の許可が下りるまで）。

種別	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マール熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるもの）	
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるもの）	
	特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザ）	
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した日を0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した日を0日として5日が経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（※）	

（※）「その他の感染症」（上記以外の感染症）においては、医師による出席（出勤）停止の判断および指示に従ってください。